

令和7年度公益財団法人奈良県スポーツ協会
トップアスリート育成支援事業補助金実施要項

公益財団法人奈良県スポーツ協会トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく事務手続きを円滑に進めるため、次のとおり実施要項を定める。

1. 選手育成強化事業

（1）補助金交付申請

交付要綱第4に定める関係書類とは次のものをいう。

①事業実施計画書（第1号様式）

- ・「日帰り練習」「宿泊を伴う練習」別に作成すること。
- ・事業の種類欄で「日帰り練習」「宿泊を伴う合宿・遠征」のいずれかを選択すること。
- ・「会場」「宿泊」「参加人員」「実施・会計責任者」欄は、必要事項を記載すること。
- ・成年種別の合宿は、県外在住選手の参加人数を必ず記入すること。
- ・経路が確認できるように出来るだけ詳細に記入すること。

②事業収支予算書（第2号様式）

- ・収入の部の科目欄は「県スポーツ協会補助金」とし、事業実施に必要な所要額を記入すること。
- ・支出の部の科目欄は「講師謝金」「講師交通費」「指導者交通費」「指導者宿泊費」「選手交通費」「選手宿泊費」「負担金」「使用料及び賃借料」の指定科目で予算を作成すること。

（2）実績報告書

交付要綱第9に定める関係書類とは次のものをいう。

①事業実施報告書（第3号様式）

- ・事業実施計画書に準じて作成すること。
- ・優秀な指導者等を招聘した場合は、該当欄に氏名と内容を記載すること。

②事業収支決算書（第4号様式）

- ・事業収支予算書に準じて作成すること。

(3) 選手育成強化事業補助金基準単価

① 講師謝金

内 容	単 位	限 度 額
外部の著名指導者を招聘	1時間あたり 1日あたり	6,500円以内 26,000円以内

② 旅 費

区 分	支出種別	金 額
県内の場合	交 通 費 宿 泊 費	一律 1,000円 一泊 12,000円以内
県外の場合	交 通 費 宿 泊 費	実費支給 一泊 12,000円以内

③ 負担金

内 容	金 額
国スポ・近ブロ大会を除く近畿大会レベル以上の競技大会等への参加費負担金	実費支給

④ 会場等使用料

内 容	金 額
強化練習等の会場借用料	実費支給

(4) 事業報告書添付証拠書類等について

報告時に添付する様式に加え、次の証拠書類（領収書等のコピー）を添付すること。

支出種別		具体的内容
① 謝金	謝金	本人が署名押印（サイン）若しくは記名・押印したもの
②旅費	交通費	交通費を受け取った本人の署名押印（サイン）若しくは記名、押印したもの
	宿泊費	宿舍の領収書 （人数、単価と泊数記載のもの）
③負担金	参加費	参加費の領収書（参加人員記載のもの）
④使用料及び賃借料	使用料	会場借用料、器具借用料等の領収書

2. 指導者育成強化事業

(1) 補助金交付申請

交付要綱第4に定める関係書類とは次のものをいう。

- ① 指導者育成強化事業実施計画書（第5号様式）
- ② 参加者名簿（第6号様式）
- ③ 指導者育成強化事業収支予算書（第7号様式）

(2) 実績報告書

交付要綱第9に定める関係書類とは次のものをいう。

- ① 指導者育成強化事業報告書（第8号様式）
- ② 指導者育成強化事業決算書（第9号様式）
- ③ 経費内訳書（第10号様式）

(3) 補助対象事業

公益財団法人日本スポーツ協会が定める公認スポーツ指導者資格取得のための講習会受講費について補助する。

(4) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、上記を行うために要する経費（旅費（往復）、宿泊費、受講料）の実費分とし、原則、上限114,100円／人として補助金を交付する。ただし、補助上限額については、公益財団法人奈良県スポーツ協会と協議のうえ、承認を得たものについては、この限りではない。

(5) 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(6) その他

- ① 宿泊費、受講料は、領収書原本の添付が必要である。
- ② 交通費については、経路及び費用のわかるものを添付すること。